# 中部エリアの需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)の出力抑制における 公平性の再検証結果

~2023年度実施分~

2025年8月27日電力広域的運営推進機関



- 1. はじめに
- 2. 公平性検証の位置づけ
- 3. 検証内容
- 4. 予め定められた手続
- 5. 出力抑制の公平性評価
- 6. 検証結果
  - (参考1) 2023年度の抑制実績
  - (参考2) 出力制御の公平性の確保に係る指針(令和4年4月資源エネルギー庁)
  - (参考3) 業務規程、送配電等業務指針



中部電力パワーグリッドは、2023年4月から2024年3月に、中部エリアで実施した需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)(以下、「再エネ」という。)の出力抑制について、本機関にて、業務規程第180条第1項の規定に基づき、出力抑制に関する公平性を検証したので、その結果を公表する。

本機関は、中部エリアにおいて一般送配電事業者が自然変動電源の出力抑制を行った場合には、

- 1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況
- 2. 優先給電ルールに基づく抑制・調整(下げ調整力確保)の具体的内容
- 3. 再エネの出力抑制を行う必要性
- 4. 年間を通じて、太陽光・風力に対し公平に出力抑制が行われたかどうかの検証を行い、結果を公表することとしている。

今回は、4の出力抑制の実績に対し、太陽光・風力事業者間の公平性の検証を行った。

# 2023年度の出力抑制実績(合計14日)

実施年月		2023年 2024年													
大儿十八	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2023年度		
抑制実績日数	5	5 2 2 14													
		https://www.occto.or.jp/oshirase/shutsuryokuyokusei/index.html										<u>html</u>			

本機関は、「出力制御の公平性の確保に係る指針」(令和4年4月 資源エネルギー庁、以下「指針」という。)、送配電等業務指針(以下、業務指針という。)、及び中部電力パワーグリッドが公表した「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について(第36回 2022年3月14日)」の資料のとおり、中部電力パワーグリッドの出力抑制が予め定められた手続に沿って公平に行われたか否かの検証を行った。

- ① 出力抑制は予め定められた手続に沿って行われたこと
  - ・当該一般送配電事業者が審議会等で示した手続きに基づいて行われているか。
- ② 指針に定められた公平性の考え方に基づいた以下の評価項目のとおり出力抑制を実施したこと

  - ・上記について、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者(以下、「オンライン事業者」)と、オンライン事業者でない再エネ発電事業者(以下、「オフライン事業者」)毎に、公平性を遵守 (注4) できているか。
  - ・2022年度からのオンライン代理制御による同一出力抑制ルール内の公平性の考え方は下記のとおり。
    - ・A:オフライン(本来)事業者間
    - ⇒従来のオフライン制御事業者と考え方に相違はない。
    - ·B:オフライン(代理)事業者間
    - ⇒各事業者間の代理制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。
    - ·C:オンライン事業者間
    - ⇒実制御回数(本来+代理)が均等になる場合において、本来制御・代理制御もともに均等になるよう代理制御を実施する。
    - ・D:オフライン(本来)事業者とオフライン(代理)事業者間
    - ⇒オフライン(本来)事業者の制御回数とオフライン(代理)事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように 出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反する こととはならないものとする。
    - ・E:オンライン事業者とオフライン事業者間
    - ⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン(手動/代理)制御事業者の(手動/代理)制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。
  - (注1)~(注4)については次頁に記載

occ  $\pi$ 

- ③ 指針に定められた各出力抑制ルール間の公平性
  - ・旧ルール・新ルール事業者についてそれぞれの出力制御上限(年間30日、360時間又は720時間)に、達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」(注2)間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御されているか。
  - ・無制限・無補償ルール事業者が年間30日等の上限を超えて出力抑制を行う場合は、旧ルール・新ルール事業者が可能な限り出力制御上限まで出力制御されているか(注5)。
  - (注1) 事業者毎とは、事業者が所有する発電所単位を指す。
  - (注2) 抑制日数の定義

旧ルール(太陽光):年間30日 旧ルール(風力):年間30日\*1

新ルール (太陽光) :年間360時間※1 新ルール (風力) :720時間※1 ※2

無制限・無補償ルール (太陽光):無制限※1 無制限・無補償ルール (風力):無制限※1※2

- ※1 旧ルール事業者の制御日数が年間30日に到達するまでは、旧ルール太陽光と同じ交替制御による日数管理
- ※2 JWPA方式(等価時間管理による一律制御)への移行が完了するまでは、旧ルール風力と同じ交替制御による日数管理
- (注3)機会の公平性を確認するため、前日指示に従わない事業者や当日に抑制指示解除をした事業者は当該抑制日のカウントから除外することが適切であるため、抑制指示日数ではなく、抑制実績日数で評価する。
- (注4) 再エネ全体の出力制御量低減の観点から、オンライン事業者の制御機会がオフライン事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならない。
- (注 5) 出力制御量確保の必要性から、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者は、上限まで出力制御を行わない場合があっても、公平性に反することにはならないものとする。

中部電力パワーグリッドは、「第36回系統WG」(2022年3月14日開催)において、太陽光発電事業者及び風力発電事業者に対し、以下の方法で出力抑制を行うことを公表した。その内容を中部電力パワーグリッドが2024年度以降の内容に修正した資料を2024年4月1日にHPで公表した。

○旧・新ルール事業者の制御日数が上限(30日、360時間)に達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御する

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

# 出力制御対象者選定の考え方



○ 公平な出力制御を行うため、適用ルール・制御方法別に分類し、事業者単位に輪番で出力制御を 行います。

分類	ルール	出力制御対象設備※1		制御方法	の取り扱い分類
		500kW以上	209万kW 🔷	(旧ルー)	レ・オフライン)
	旧	10kW以上500kW未満※2	215万kW	a1事業者 a	2事業者 a3事業
		10kW未満※3	125万kW	(旧ルー)	レ・オンライン)
杰		50kW以上	168万kW 🔍	A1事業者	2事業者 A3事業者
陽光	新	10kW以上500kW未満※2	179万kW	(新ルー)	レ・オンライン)
		10kW未満※3	89万kW	B1事業者 E	2事業者 B3事業
	無制限無補償	10kW以上	0万kW ←	(無制限無補償	賞ルール・オンライン)
	真田所無如何無	10kW未満※3	14万kW	C1事業者 C	2事業者 C3事業者
頻	ルール	出力制御対象設備※1		制御方法	の取り扱い分類
	ID	500kW以上	35万kW ◆		レ・オンライン)
重.	IΒ	500kW未満※3	0万kW		(2事業者 X3事業者 レ・オンライン)
風力※	新	20kW以上	1万kW –		グ・オンプイン) グ2事業者 Y3事業者
4	材厂	20kW未満※3	0万kW	(無制限無補係	賞ルール・オンライン)
	無制限無補償	全て対象	対象なし ●	<b>──→</b> Z1事業者 Z	23事業者 Z3事業者

- ※1 設備量は2022年2月時点
- ※2 2022年4月から出力制御対象拡大により、制御対象となるが、オンライン代理制御により実際の制御は行わない
- (3 当面、出力制御対象外
- 1 JWPA方式(部分制御考慮時間管理)への移行により、全てオンライン制御化していることを想定



電力広域的運営:\_ Organization for Cross-regional ○旧・新ルール事業者の制御日数が上限(30日、360時間)に達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御する

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

# 出力制御対象者選定の考え方



○ オフラインまたはオンライン各事業者の出力制御が30日・360時間・720時間を超過しない見込みの場合は以下の通り出力制御を行います。

#### 制御方法

- ・オフライン太陽光 (a) は前日指示の時間帯に停止、オンライン太陽光 (A、B、C) は必要な時間、停止とする (事業者単位で順番に停止)
- ・風力 (X、Y、Z) の出力制御は、オンライン太陽光と同様に必要な時間、停止とする (事業者単位で順番に停止)

#### 選定方法

・オフライン事業者間、オンライン事業者間でそれぞれ出力制御日数が公平となるように順番に 制御する(オンライン事業者とオフライン事業者間の制御日数調整は行わない)

<太陽光>a:旧ルール(30日、オフライン)<風力>X:旧ルール(720時間、オンライン)A:旧ルール(30日、オンライン)Y:新ルール(360時間、オンライン)

B:新ルール(360時間、オンライン) Z:無制限無補償ルール(無制限、オンライン)

C:無制限無補償ルール(無制限、オンライン)





○オフライン事業者間の公平性を確保するため、本来制御と代理制御の制御回数が均等となるように出力 制御を実施。

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

# 出力制御対象者選定の考え方



- オフライン事業者間の公平性を確保するため、オフライン本来とオフライン代理の各事業者の制御 回数が均等となるように出力制御を実施します。
- オフライン代理は当日の需給状況により制御するため、制御取り止めもあり、オフライン本来とオフライン代理の事業者において、2回の回数差が発生する可能性がありますが、次回制御時に回数が少ないオフライン代理を優先的に選択することで回数差発生の回避に努めます。

【前提】オフラインの設備容量は均一、オフライン本来制御対象とオフライン代理制御対象の設備比率は1:2

前回制御終了時	今回制御時(前日)	今回制御時(当日)	次回制御時
[凡例] ○:既制御分 ○:新たな制御分	<ul> <li>オフライン事業者の制御対象を設備比率で配分</li> <li>オフライン本来にのみ制御指令発出</li> <li>オフライン代理 2</li> <li>オフライン本来 1.1</li> </ul>	<ul> <li>当日の需給状況から代理制御分は取り消し</li> <li>本来分Aと代理分H・Iの回数差が一時的に2回になる</li> </ul>	<ul> <li>次回制御時は回数差調整の事業者から選択</li> <li>残りを本来分と代理分とで設備比率で配分</li></ul>
本来分 代理分 A ○ D ○ B ○ E ○ C F ○ G ○ H I	本来分 代理分 A 〇 D 〇 B ○ E ○ O C O F ○ G ○ H O I O	本来分 代理分 A ○○ D ○ □ B ○ E ○ □ C ○ F ○ G ○ H □ I □	本来分 代理分 A ○○ D ○○ B ○○ E ○○ C ○ F ○ G ○ H ○ I ○

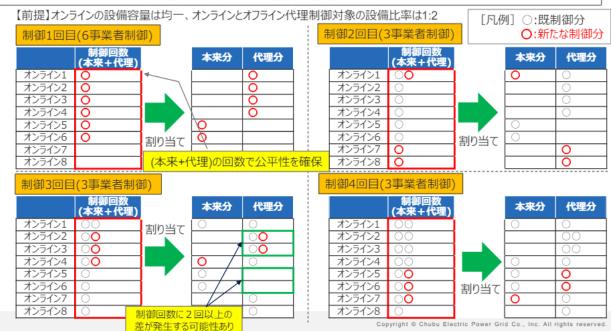
○オンライン事業者間の公平性を確保するため、(本来+代理)の制御回数が均等となるように出力制御を実施。

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

# 出力制御対象者選定の考え方



○ オンライン事業者間の公平性を確保するため、(本来+代理)の制御回数が均等となるように出力制御を実施します。制御回数に差が発生する可能性があるものの、精算は本来・代理の区別なく計算するため、本来・代理個別の回数差は精算に影響しません。





公平性検証にあたっては、オンライン事業者間及びオフライン事業者間での公平性が保たれていれば「オンライン/オフライン事業者間での抑制日数の差があっても公平性に反しているとはいえない」と定められている。

2022年度からのオンライン代理制御に伴い、A:オフライン(本来)事業者間、B:オフライン(代理)事業者間、C:オンライン事業者間、D:オフライン(本来)事業者とオフライン(代理)事業者間、E:オンライン事業者とオフライン事業者間でそれぞれ公平に抑制されているかを検証する。

期中連系事業者を除き、前年度末に連系済みの事業者を抽出し、その事業者が年間で公平に抑制されていることをそれぞれの区分内で公平に抑制されていることを検証することとする。なお、国の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での整理においてもオフラインからオンライン化への推奨がなされており、2023年度においても中部エリアで期中でオフラインからオンラインに切り替えた事業者が年間で430件※発生している。

これらの事業者については、期中でカテゴリーが変わった時点で、他事業者のローテーションに組み込まれるため、切替前の抑制回数に差が生じるが、旧ルールについて30日を超えた抑制が行われていないことをもって公平性が保たれていることを確認する。

※ 特別高圧太陽光1件、特別高圧風力1件、高圧太陽光217件、低圧太陽光211件

中部エリアのオフライン(本来)事業者の年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、「基本的」な抑制日数は1~2日であり、1日間しか乖離がなかった。
- 19件の事業者(表中※)を除いた抑制日数0日の事業者は、中部電力パワーグリッドから指令が出されていたが、事業者が指令に従わなかった結果である。なお、当該事業者には中部電力パワーグリッドから注意勧告を行い、2024年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認している。
- 19件の事業者(表中※)は、中部電力パワーグリッドによる事業者情報の更新漏れやデータの誤登録により、抑制日数に乖離が生じたものであり、2024年度以降、当該事業者の抑制日数を調整することで事業者間の公平性を確保することを確認している。

### 以上から、

19件の事業者(表中※)を除いた事業者について、期間を通して公平に出力抑制が行われたと評価する。なお、同様の事象により回数差が生じないように本機関から対応を求めるとともに、中部電力パワーグリッドにおいて、事業者情報の管理体制を強化していることを確認した。

適用 ルール	電圧区分	種別		オフライン事業 (抑制発電所数		
70 70			0日	18	2⊟	3日
		太陽光	<b>10</b> / 65	<b>47</b> / 65	<b>8</b> / 65	_
10.11	特高	風力	6 / 13	<b>6</b> / 13	<b>1</b> / 13	-
旧ルール	高圧	太陽光	<b>405</b> / 85 <b>6</b>	267 / 856	<b>183</b> / 856	1 (1 <sup>*</sup> ) / 856
		風力	<b>2</b> / 10	<b>2</b> / 10	<b>6</b> / 10	_
	特高	太陽光	-	<b>2</b> / 2	_	-
新ルール	高圧	太陽光	<b>76</b> / 128	32 / 128	<b>20</b> / 128	_
	性吉	太陽光	-	-	_	_
無制限	特高	風力	_	_	_	_
無補償	高圧	太陽光	<b>1</b> / 1	_	_	_
ルール	同圧	風力	_	_	_	_
	低口	十個米	_		_	

中部エリアのオフライン(代理)事業者の年間抑制日数を下図に示す。

• 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで抑制日数は1~2日であり、1日間しか乖離がなかった。 以上から、期間を通して、オフライン(代理)事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用 ルール	電圧区分	種別		業者抑制日数 女/全発電所数)
			1日	2日
旧ルール	高圧	太陽光	<b>810</b> / 2453	<b>1643</b> / 2453
1077 77	低圧	X\F/307 U	<b>1678</b> / 54659	<b>52981</b> / 54659
新ルール	高圧	太陽光	<b>266</b> / 896	<b>630</b> / 896
17177	低圧	- XYP307 U	<b>2754</b> / 89698	<b>86944</b> / 89698

中部エリアのオンライン事業者(本来+代理)の年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、「基本的」な抑制日数は6~7日であり、1日間しか乖離がなかった。
- 58件の事業者(※)を除いた抑制日数5日以下の事業者は、中部電力パワーグリッドから指令が出されていたが、事業者が通信不良により不応動となった結果である。なお、当該事業者には中部電力パワーグリッドから注意勧告を行い、2024年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認している。
- 58件の事業者(※)は、中部電力パワーグリッドによる事業者情報の更新漏れやデータの誤登録により、 抑制日数に乖離が生じたものであり、2024年度以降、当該事業者の抑制日数を調整することで事業 者間の公平性を確保することを確認している。

### 以上から、

58件の事業者(※)を除いた事業者について、期間を通して公平に出力抑制が行われたと評価する。 なお、同様の事象により回数差が生じないように本機関から対応を求めるとともに、中部電力パワーグリッドに おいて、事業者情報の管理体制を強化していることを確認した。

適用 ルール	電圧区分	種別				/ライン事:  発電所数			()		
			5	日以.	下		6日			7日	
旧ルール	高圧		9	/	184	167	/	184	8	/	184
	特高			_		16	/	21	5	/	21
新ルール	高圧		253 (47 <u>%</u> )	/	2690	2312	/	2690	125	/	2690
	低圧	太陽光	4	/	7	3	/	7		_	
無制限無補償	高圧		14 ( <b>6</b> %)	/	155	129	/	155	12	/	155
ルール	低圧 <sup>注 2</sup>		89 (5 <u>*</u> )	/	324	226	/	324	9	/	324

中部エリアのオフライン(本来)事業者とオフライン(代理)の年間抑制日数を下図に示す。なお、「基本的」な抑制日数以外の事業者を除外している。

• 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、オフライン(本来・代理)の「基本的」な抑制日数は1 ~2日であった。

以上から、期間を通して、オフライン(本来)事業者とオフライン(代理)間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用 ルール	電圧区分	種別				フライン事業 訓発電所数						
					1日			2日				
	特高	太陽光	本来	47	/	55	8	/	55			
	有同	風力	本来	6	/	7	1	/	7			
I		上7月 17	本来	267	/	450	183	/	450			
旧ルール	高圧	太陽光	代理	810	/	2453	1643	/	2453			
		風力	本来	2	/	8	6	/	8			
	低圧	太陽光	代理	1678	/	54659	52981	/	54659			
	特高	太陽光	本来	2	/	2		_				
新ルール		十四 1/	本来	32	/	52	20	/	52			
17177	高圧	太陽光	代理	266	/	896	630	/	896			
	低圧	太陽光	代理	2754	/	89698	86944	/	89698			
	# ÷	太陽光	本来	-								
無制限	特高	風力	本来		_			_				
無補償	÷.c.	太陽光	本来		_			_				
ルール	高圧	風力	本来		_		_					
	低圧	太陽光	本来		_		_					



中部エリアでオンライン(本来)事業者とオフライン(本来/代理)事業者の年間抑制日数

- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、抑制日数がオンライン事業者(本来)2~3日、オフライン事業者(本来/代理)で1~2日であり、オンライン(本来)事業者とオフライン(本来/代理)事業者間で最大2日間の乖離があった。
- 最大2日間の乖離は、一部のオフライン(本来)事業者が中部電力パワーグリッドからの指令に従わなかったことによって、オンライン(本来)事業者の制御回数が増加したことなどが原因であり、当該事業者には中部電力パワーグリッドから注意勧告を行い、2024年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認している。

以上から、期間を通して、オンライン(本来)事業者とオフライン(本来/代理)事業者間で公平に出力 抑制が行われたと評価する。

(参考) 出力制御の公平性の確保に係る指針 (令和4年4月資源エネルギー庁)

- (4)経済的出力制御(オンライン代理制御)について
- ① 通常の代理制御

E⇒: オンライン制御事業者とオフライン(手動/代理)制御事業者間 オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン( 手動/代理)制御事業者の(手動/代理)制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数(本来+代理)によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

- 1. 出力制御の機会の公平性の考え方について
- (1) 基本となる出力制御の機会の公平性の考え方

再エネ全体の出力制御量低減の観点から、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者の制御機会が一般送配電事業者によるオンラインでの制御が不可能な再エネ発電事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならないものとする。

本機関が検証した結果、中部電力パワーグリッドが行った出力抑制は、中部電力パワーグリッド起因により差異が生じた事業者を除き、予め定められた手続に沿って公平に行われたと判断する。

- ○検証を行った項目
  - ① 出力抑制は予め定められた手続に沿って行われたこと

予め定めた手続どおり、交替で出力抑制を行っていた。

② 指針に定められた公平性の考え方に基づいた以下の評価項目のとおり出力抑制を実施したこと

A:オフライン(本来)事業者間、B:オフライン(代理)事業者間、C:オンライン事業者間、D:オフライン(本来)事業者とオフライン(代理)事業者間、E:オンライン事業者とオフライン事業者間で抑制実績日数の差異が基本的には0~1日と1日以内となっており、公平に抑制を行っていた。また、抑制実績日数に2日以上の差が生じたものについて、特記事項を以下に示す。

【A:オフライン(本来)事業者間】

→指令への不応動である482件の事業者には注意勧告を行い、2024年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認した。中部電力パワーグリッド起因により差異が生じたオフライン事業者19件については、2024年度以降に当該事業者間の抑制日数を調整することで公平性を確保することを確認している※。

【C:オンライン事業者間】

- →通信不良311件については、事業者への注意勧告を行い、2024年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認した。
- →中部電力パワーグリッド起因により差異が生じたオンライン事業者58件について、2024年度以降に当該事業者間の抑制日数を調整することで公平性を確保することを確認している※。

【E:オンライン事業者(本来)とオフライン(本来/代理)事業者間】

- →一部のオフライン(本来)事業者が中部電力パワーグリッドからの指令に従わなかったことによって、オンライン (本来)事業者の制御回数が増加したことで乖離が発生しているが、【A:オフライン(本来)事業者間】のとおり、 指令に不応動の事業者に注意勧告を行い、2024年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認した。
- ※同様の事象により回数差が生じないように本機関から対応を求めるとともに、中部電力パワーグリッドにて、事業者情報の管理体制を強化していることを確認している。

# ③ 指針に定められた各出力抑制ルール間の公平性

2023年度における計14日間の抑制について、②の特記事項に記載の通信不良、指令に対する不応動等を除外し検証を行った。

オンラインでは旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルール事業者は6~7日であり、公平性は確保していたといえる。 オフラインの本来制御・代理制御で旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルール事業者は1~2日であり、公平性は 確保していたといえる。 ・2023年度の抑制実績は以下のとおり。 抑制日数別の合計発電所数では、月毎での抑制発電所数の実績から公平性の検証対象ではないもの を除いています。

### (オンライン)

	2023年度	オン ライン
--	--------	--------

適用 ルール	電圧区分	種別		御対象 電所数		抑制発電所数の実績						抑制日数別の合計 発電所数															
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	年度	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
				計												2		2	2								
	特高	太陽光		内訳 本来																							
	1416			内訴 (代理	!)											2		2	2								
		風力		ĒŤ.	1																						
		12.17		計	213	413	338									329	964	329	1293	1			1	2	5	167	8
		太陽光	185	++		140	103									267	304	267	571							107	
旧ルール	高圧	XX80070	100	内訳 代理			235									62	660	62	722								
		風力		(103 計	) 132	2/3	233									02	000	02	122								
		月ルノリ			-	-	-									10		10									
				計	2	4	5									18	11	18	29								
	低圧	太陽光	1	内訳 本来		1	1									7	2	7	9								
	1202			(代均	2	3	4									11	9	11	20								
		風力		計																							
				計	26	49	52									32	127	32	159							16	5
	特高	太陽光	22	本来	8	14	22									10	44	10	54								
	行局			内訳(代理		35	30									22	83	22	105								
		風力		dž	1																						
		13417 3		i+	2933	5831	4704									3158	13468	3158	16626	7	15	61	11	22	137	2312	125
		太陽光	2706	本来			1548									1763			6044	-	10				10,	LUIL	123
新ルール	高圧	XX19/07-0	2700	内訳(代理			3156								_	_	9187	1395	10582								
		風力		[t]	, 255,	100.	0100									1000	320,	1000	10002								
		13417 J		計	4	8	9									81	21	81	102			2	1	1		3	
		太陽光	8			4	2									27	6	27	33				1	1		3	
	低圧	八陽兀	0	内訳 本来			_									_	_										
				(代理	) 4	4	7									54	15	54	69								
		風力		dž																							
				計																							
	特高	太陽光		内訳 本来																							
	1015			代理 (代理	!)																						
		風力		dž																							
無制限				dž	173	369	304									330	846	330	1176			7	1	2	4	129	12
無補償		太陽光	152	+ 1		109	89									131	249	131	380								
	高圧	,,,,,,,,,,		内訳 代理			215									199	597	199	796								
ルール		風力		[(102	,	200	210									100	557	100	730								
		191.73		<u>=</u>	258	583	567									1546	1409	1546	2954	11	1	56	1	2	18	226	9
		太陽光	312	1		182	164									384	432	384	816	- 11	-	30	-		10	220	
	低圧	XX190076	312	内訳(代理			403									1162	976	1162	2138								
		風力		dž	1	1.22																					
		134173		01																							

・2023年度の抑制実績は以下のとおり。 抑制日数別の合計発電所数では、月毎での抑制発電所数の実績から公平性の検証対象ではないもの を除いています。

#### (オフライン)

2023年度 オフライン

2025-130		717																										
適用 ルール	電圧区分	種別		御対象 電所数			抑制発電所数の実績 ※非FIT除〈							抑制日数別の合計 発電所数														
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	合計	日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
					<b>!</b> †	15	9	40										64		64	10	47	8					
	特高	太陽光	62	内訳	本来	15	9	40										64		64	10	47	8					
	1010			기류단의	(代理)																							
		風力			Ħ	3	2	3										8		8	6	6	1					
					†	1023	1833	1971									26	4827	26	4853	405	1077	1826	1				
旧ルール		太陽光	3433		本来	110	58	544										712		712	405	267	183	1				
ロルール	高圧			内訳	(代理)		1775										26	4115	26	4141		810	1643					
		風力		,	t	3	1	10										14		14	2	2	6					
					†	20615											16722	91038	16722	107760		1678	52981					
		太陽光	54672	ch=c	本来															250								
	低圧	,,,,,,,,,		内訳	(代理)	20615	39082	31341									16722	91038	16722	107760		1678	52981					
		風力			†																							
					†		2	2										4		4		2						
		太陽光	7		本来		2	2										4		4		2						
	特高			内訳	(代理)																							
		風力			H																							
					ŧ†	337	670	610									45	1617	45	1662	76	298	650					
		太陽光	1245		本来	13	5	99										117		117	76	32	20					
新ルール	高圧			内訳	(代理)	324	665	511									45	1500	45	1545		266	630					
		風力			†																							
		15417 5			+	33500	64441	51631									27489	149572	27489	177061		2754	86944					
		太陽光	89738		本来															17,7001		2,5.	005					
	低圧	, ((), ()	00100	内訳		33500	64441	51631									27489	149572	27489	177061		2754	86944					
		風力			†																							
		,547 5			†																							
		太陽光			本来																							
	特高			内訳	(代理)																							
		風力			†																							
		1,547 5			+	1	1	4										6		6	1							
無制限		+11871	13		本来	1	1	4										6		6	1							
無補償	高圧	太陽光	13	内訳		1	1	7												U	1							
ルール					(代理)																							
		風力			†																							
		I mm viv			<u>†</u>																							
	低圧	太陽光		内訳	本来																							
	,			- 1	(代理)																							
		風力			i†																							



# 1. 出力制御の機会の公平性の考え方について

# (1) 基本となる出力制御の機会の公平性の考え方

出力制御の上限について、年間30日(日数制御)、年間360時間又は年間720時間(部分制御換算時間)、無制限・無補償ルールが規定されているが、同一のルールで接続する再工不発電事業者は、均等に出力制御を行うようにする必要がある。そのため、出力制御を行うにあたっては、同一ルール内の公平性確保の観点から、必要に応じて各ルールの事業者毎にグループ分けを行った上で、年度単位で出力制御の機会が均等となるように順番に出力制御を実施する。

なお、**年度単位の出力制御にあたっては、**例えば、年度が更新される毎に、グループAを最初に出力制御した場合には長期的観点から見れば、グループAに出力制御の機会が集中するため、**長期的な視点からも出力制御の機会が均等となるように配慮する**必要がある。 (中略)

# ○「公平性」の定義について

本指針で用いる「公平性」とは、出力制御量という結果ではなく、出力制御の機会とすることとする。 例えば、下記表だと、年間を通じた出力制御日数がA、Bは20日、Cは21日となっているが、手続上の公平性が確保されている場合には、公平性に反しない。

#### また、

- ・日射量等によって出力制御量は日(時間)によって異なる場合でも、手続上の公平が確保されている場合
- ・同一出力制御ルール内において、再エネ全体の出力制御量低減の観点から、一般送配電事業者によるオンライン制御事業者の制御機会がオフライン制御事業者より少ない場合

については、公平性に反することにはならないものとする。

# 〈年間を通した出力制御日数の実施結果(イメージ)>

	出力制御日数 (例)	出力制御量 (例)
グループA	年間20日	10万 k W h
グループB	▮ 年間20日	12万 k W h
グループC	<b>、年間21日</b>	15万 k W h



# (2) 各出力制御ルールの下で接続する再エネ発電事業者間の公平性等の考え方

各ルールの下で接続する再エネ発電事業者間の公平性は下記を基本とすることとする。

- ① 日数制御が適用される再工ネ発電事業者、時間制御が適用される再工ネ発電事業者及び無制限・無補償ルールが 適用される再工ネ発電事業者間の公平性の観点から、全体の出力制御量がそれぞれの出力制御の上限(年間 30日(日数制御)、360時間又は720時間(部分制御換算時間)) に達すると見込まれるまでの間は 、再工ネ特措法施行規則第14条第2項に基づき、一般送配電事業者は、予め定められた手続に 沿って、全ての再工ネ発電事業者に対して公平に出力制御を行うことを原則とする。(中略)
- ② 無制限・無補償ルールが適用される再工ネ発電事業者に対して年間 30 日等の上限を超えて出力制御を行う場合には、公平性の観点から、日数制御及び時間制御が適用される再工ネ発電事業者に可能な限り上限まで出力制御を行うこととする。 ただし、出力制御量確保の必要性から、日数制御及び時間制御が適用される再工ネ発電事業者は、上限まで出力制御を行わない場合があっても、公平性に反することにはならないものとする。

#### 太陽光 (10kW末萬) 風力 風力 TOMOR - STIME IMPORT - MINISTER 施力 風力 MINITE-MINITE 無利の扱・無利の口 風力 風力 (720時期) (720時間) 太陽光 太陽光 神経・無確認 太陽光 太陽光 BRIDE - SURE 太陽光 太陽光 OWNER - MINES 太陽光 太陽光 (30日) 太陽光 360MM (30日) 太陽光 (30E) (3608958) 1日目 2日目 OBB OBB OBB 3日日 出力制御日数

<出力制御の実施例(年間 30 日等の上限を超えて出力制御を行う場合)>

оссто

○10kW未満(主に住宅用)太陽光発電の取り扱いについて 太陽光発電の出力制御については、まず10kW以上の制御を行った上で、それでもなお必要な場合において、 10kW未満の案件に対して出力制御を行うものとする。

- (4)経済的出力制御(オンライン代理制御)について
- ① 通常の代理制御

オンライン代理制御を実施した場合の出力制御の機会の公平性について、基本的な考え方に変わりはないが、オン ライン制御事業者が実制御を実施した回数には本来行うべきであった出力制御とオフライン(代理)制御事業者 に代わって行った代理制御が混在することから、均等とすべき出力制御の機会の対象となる制御回数の範囲につい て留意が必要である。

また、**オフライン(代理)制御事業者についても、実制御は実施していないが、**金銭的精算をもって、**オフライン(** 代理)制御事業者が本来行うべき出力制御を行ったものとみなすことから、均等とすべき出力制御の機会の対象と なるのは、出力制御を行ったものとみなした制御回数であることに留意が必要である。

なお、出力制御の上限である年間 30 日(日数制御)、年間 360 時間のカウントにおいて、オンライン制御事 業者については、オフライン(代理)制御事業者の代わりに、出力を抑制する場合は含まない。また、オフライン( 代理)事業者については、本来出力の抑制を受けるべき時間帯としてあらかじめ一般送配電事業者から示された 時間帯において、オンライン事業者により出力を抑制する場合を含むこととなる。

それぞれの詳細については、以下に示すとおりである。

A:オフライン(手動)制御事業者間

⇒従来のオフライン制御事業者と考え方に相違はない。

B:オフライン(代理)制御事業者間

⇒各事業者間の代理制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。

C:オンライン制御事業者間

⇒代理制御分のみなし精算は一律で行われるため、**実制御回数(本来+代理)が均等になる場合において、** 本来制御・代理制御もともに均等になると考えられる。このため、実制御回数に基づき、出力制御の機会が 均等となるように代理制御を実施する。

D:オフライン(手動)制御事業者とオフライン(代理)制御事業者間

⇒オフライン(手動)制御事業者の制御回数とオフライン(代理)制御事業者の代理制御回数について、出 力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手 続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。



### E: オンライン制御事業者とオフライン(手動/代理)制御事業者間

⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン (手動/代理)制御事業者の (手動/代理)制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数 (本来+代理)によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

#### ②ハイブリッド運用時の代理制御

出力制御の機会の公平性の考え方については、基本的には上記通常の代理制御の場合の考え方と同様である。 オフライン(ハイブリッド)制御事象者に係る公平性の考え方については、以下に示すとおりである。

## A: オフライン (ハイブリッド) 制御事業者間

- ⇒各事業者間の代理制御と実制御の合計回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施 する。なお、代理制御と実制御を同日実施する場合もあるが、合計回数に基づき、機会の均等を行うため、公平 性に反しないものとする。
- D: オフライン(ハイブリッド)制御事業者とオフライン(代理)制御事業者間

E:オンライン制御事業者とオフライン(ハイブリッド)制御事業者間

保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

- ⇒オフライン(ハイブリッド)制御事業者の代理制御と実制御の合計回数とオフライン(代理)制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。
- ⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン(ハイブリッド)制御事業者の代理制御と実制御の合計回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数(本来+代理)によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担



# ■業務規程

(出力抑制時の検証)

- 第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。
- 2本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、 連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力 抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配 電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否 かを確認及び検証し、その結果を公表する。
- ■送配電等業務指針

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

第183条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、</u>本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、<u>第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。</u>

一~三 (略)

四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間 を通じて行った出力抑制の具体的内容

